

児童手当法改正による新規認定請求 および額改定請求は済みましたか？

平成18年4月1日から児童手当制度が拡充されました(広報4月号掲載済)。
支給対象年齢が小学校修了前までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられました。

●法改正による申請受付の特例は今月で終了です

※9月30日まで受け付けたものに限り、特例として4月分から支給となります。

●新たに児童手当支給対象となるお子さんがいる保護者の方は手続きが必要です

小学校5・6年生のお子さんがある方、所得額超過のため非該当となっていた方は忘れずに手続きしてください!!(公務員の方は職場へ)

※今回の法改正に関わらず、児童手当未受給の方も申請することにより翌月から手当を受けることができます。

■問合せ:長寿子育て課 総務企画係 TEL(43)2280

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険のサービスを利用する時はまず 「申請」をして要介護認定を受けましょう

申請から要介護認定まで

●申請できる方

- ・第1号被保険者(65歳以上の方)
- ・第2号被保険者(40歳以上65歳未満で脳血管疾患、初老期における認知症など、老化が原因の病気のために介護を必要とされる方 今年4月から「末期がん」が対象となる病気に加わりました)

●申請の仕方

- ・申請書に被保険者証(第2号被保険者は医療保険の被保険者証)を添えて市、町の介護保険担当課や介護保険事務所に申請します。申請書は各窓口で入手できます。
- ・申請は本人や家族のほか指定居宅介護支援事業者、介護保険施設に代行してもらうこともできます。今年4月から「地域包括支援センター」でも申請代行が可能になりました。

●要介護認定

- ・認定調査(心身の状態や日常生活能力などについての調査)の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。
 - ・認定結果は「非該当」「経過的要介護」「要介護1~5」に分かれます。
- なお、認定の有効期間は最長で24ヶ月です。
今年4月からそれまでの「要支援」は「経過的要介護」に変更になっています。

大曲仙北広域圏内(大仙市・仙北市・美郷町)の要介護認定者数 各年6月30日時点 (単位:人)

年	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H16	853	1,824	1,065	986	995	1,148	6,871
H17	842	1,891	1,126	987	1,110	1,170	7,126
H18	791	2,096	1,164	1,055	1,135	1,132	7,373

お問い合わせ先

介護保険事務所

認定審査班

TEL 0187 - 86 - 3912

仙北市福祉事務所

長寿子育て課

長寿いきがい係

TEL 43 - 2281